

藤沢子ども食堂たんぼぼキッチン 会則

【基本理念】（私たちの存在意義）

私たちは、子ども食堂を通じて、＜地域の「わっ！」づくり隊！＞であり続けます。

* 「わっ！」＝仲間の「輪」、なごみの「和」、驚きの「ワッ」

【総則】

第1条 名称

本会は、「藤沢子ども食堂たんぼぼキッチン」といいます。

第2条 事務所

本会の所在地は、代表宅とします。

第3条 活動目的

本会は、子ども食堂を通じて、人々が「集う場」、「学ぶ場」、「育む場」をつくり、「子どもたちの健やかな成長」と「地域交流」（世代間交流）に寄与します。

第4条 活動内容

本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を実施します。

1. 社会教育活動（藤沢公民館登録団体「たんぼぼお料理工作班」の運営管理）
 - （1）お料理班
 - ・ 自炊能力の向上に向けた調理スキルの向上
 - ・ 食に関わる知識の習得や望ましい食習慣の理解
 - ・ 共食（食を通じたコミュニケーション）の機会提供
 - （2）工作班
 - ・ 創作能力の向上に向けた工作体験
2. その他の活動
 - ・ 学力向上を目的とした学習支援
 - ・ 学校での学びが深まり、広がる学習・体験活動の機会提供
 - ・ 地域のコミュニティづくりを目的とした活動
 - ・ その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条 会員

1. 本会は、児童から成人で組織します。
2. 小学生および中学生は「こどもクラブ会員」とし、保護者による「会員登録票」の提出により、入会します。
3. 高校生以上は「運営会員」とし、「会員登録票」の提出により、入会します。
4. 会員資格の有効期間は、4月1日～翌年3月31日とします。次年度は、別途、更新の上で、継続します。

第6条 総会

1. 本会は、年1回、運営に関わる討議・決議を行う総会を開催します。
2. 総会は、前年度の活動報告と会計報告、新年度の活動方針と予算計画、並びに、役割担当などの承認を受けます。
3. 総会は、運営会員が参加資格を持ち、代表が招集の上で、運営会員の1/2以上の出席（委任状可）で成立します。
4. 議決は、出席者の1/2以上（委任状を含む）の賛同で決するものとします。

第7条 役員・職務

本会は、次の役員を置き、担当する職務を担います。

| 役員 | 人数 | 職務 |
|-----|-----|-------------------------------|
| 代表 | 1名 | 本会を代表し、運営にあたります。 |
| 副代表 | 若干名 | 代表を補佐し、必要に応じて代表を代行します。 |
| 事務局 | 若干名 | 本会の円滑な運営に向けて、総務・会計などの業務を行います。 |

第8条 事業年度

本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わります。

第9条 運営資金

本会は、本会への賛助金、寄付金、その他の収入で運営します。

第10条 会則の変更等

本会則の変更及び定めのない事項は、その都度、大会員の合議で決定します。

【附則】

- ・本会の会則は、2017年3月7日から施行します。
- ・本会の会則は、一部、修正の上、2017年7月17日から施行します。
- ・本会の会則は、一部、修正の上、2017年8月6日から施行します。
- ・本会の会則は、一部、修正の上、2019年4月20日から施行します。
- ・本会の会則は、一部、修正の上、2020年4月1日から施行します。

以上